

国立大学法人電気通信大学超過勤務手当、休日給支給細則

平成16年 4月 1日

改正

平成18年 4月 1日

平成18年 9月 6日

(総則)

第1条 給与規程第21条及び第22条の規定による各手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(超過勤務手当の取扱)

第2条 その日の勤務時間が始まる前に超過勤務したときは、その日の超過勤務として取り扱う。なお、前日から引き続き翌日にわたって勤務したときは暦日により区分する。

2 休憩時間中に学長の命により勤務した場合は超過勤務として取り扱う。

3 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに格別に)によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 出張中の職員は、その期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、出張目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを学長があらかじめ命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては超過勤務手当を支給する。

(休日給の取扱)

第3条 一勤務が二日にまたがる勤務でその一日が休日に当たるときの休日給は、休日にあたる日の勤務に対してのみ支給する。

2 出張中の職員は、旅行目的地において休日に勤務すべきことを学長があらかじめ命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては休日給を支給する。

3 休日給の支給の基礎となる勤務時間の算定は、前条第3項の定めを準用する。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、超過勤務手当及び休日給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。